

# 幼児教育・保育の無償化の給付について

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認可外保育園(認証保育所、認可外保育施設)を利用された場合、給付を受けられます。

※給付を受けるための要件は、以下をご確認ください。

## 1. 対象施設

幼児教育・保育無償化の対象施設として、施設が所在する市区町村による認定を受けた施設

※品川区内で対象となる施設は、品川区HPにてご確認ください。

⇒【検索:幼児教育無償化(認可外保育施設)】

品川区外の施設につきましては、各自治体にご確認ください。

## 2. 給付対象者

①3～5歳児: 保育を必要とする事由に該当すること。

②0～2歳児: 住民税が非課税世帯であり、保育を必要とする事由に該当すること。

※保育を必要とする事由は、後記7.保育の必要性の表中「要件」に該当すること

## 3. 給付金額 (月額上限)

① 3～5歳児: 37,000円

② 0～2歳児(住民税非課税世帯): 42,000円

※基本保育料が上記の金額を下回る場合、基本保育料と同額の給付となります。

## 4. 「保育の必要性」の認定申請

手続き1

### ■提出書類

①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

②証明書類(保育を必要とする「要件」により提出書類が異なります。)

※要件および証明書類、認定期間につきましては、後記7.「保育の必要性(保育認定)」をご覧ください。

### ■提出期限

無償化に伴う利用料の給付を受けたい月の前月までに、保育支援課までご提出ください。

※認定申請は、遡及することができませんので、ご注意ください。

## 5. 請求書の提出 ※上記4.の保育認定申請が必要です。

手続き2

### ■提出書類

①品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書

②品川区特定子ども・子育て支援領収証兼提供証明書

※下記スケジュールの通り、3か月(各期)ごとにご提出ください。請求書を提出することにより給付手続きが完了となります。



### ■支払いスケジュール(認証保育所・認可外保育施設)

区分	対象月	請求書提出期限	支払い予定時期
第1期	2021年4月～6月分	2021年7月15日(木)	2021年8月下旬
第2期	2021年7月～9月分	2021年10月15日(金)	2021年11月下旬
第3期	2021年10月～12月分	2022年1月14日(金)	2022年2月下旬
第4期	2022年1月～3月	2022年4月15日(金)	2022年5月下旬

## 6. その他

- ①今年度に認可保育園等の入所申込をし、「子どものための教育・保育給付認定」の第2号または第3号の認定を受けている方は、上記3.保育認定の申請につきましては、①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみご提出ください。(②証明書類は、①の書類の欄外に「認可保育園申込時に提出済」とご記入いただくことで省略できます。)
- ②保育認定要件の変更や内容が変わった場合は、至急ご連絡をお願いします。認定変更が必要な場合、もしくは認定を受けられなくなったにもかかわらず、申し出がなく、利用給付を受けた場合、返金していただく場合があります。
- ③認定期間中、年に1度、要件・内容等の有無確認のため、「現況確認」のご案内をいたします。(本年は9月に実施予定です。) その際に、変更がない場合でも勤務内定証明書等のご提出をお願いいたします。(就労の場合)  
対象者:認定期間開始日が令和3年3月までの方となります。  
※勤務内定書等のご提出をいただけない場合は、10月をもって認定期間が終了となります。

## 7. 保育の必要性(保育認定)

### ■要件と証明書類

◎は区の所定用紙あり。

要 件		提 出 書 類
就 労	常勤・パート・内職等で働いている場合 (内定している場合も含む)	◎勤務(内定)証明書
	自営業・経営者等 (親族の経営会社に勤務する場合も含む)	◎就労状況申告書 + 収入を証明する書類 (確定申告書(写)、源泉票(写) 等)
妊 娠 ・ 出 産		母子手帳の写(表紙および分娩日記載ページ)
求 職		◎求職活動状況申告書+ハローワーク受付票等(写)
就 学		在学証明書、時間割(写)
疾 病 ・ 障 害		診断書、障害手帳(写)
看 護 ・ 介 護		◎介護状況申告書+各証明書 (介護保険被保険者証・診断書等)

<就労時間>  
 月12日以上かつ  
 1日4時間以上の就労を  
 常態とすること

### ■要件と認定期間

要 件	認 定 期 間
就 労	小学校就学前までの間、左記の事由により保育を必要とする期間 ※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点まで
妊 娠 ・ 出 産	出産予定月をはさんで、前後2か月(計5か月)
求 職	利用希望月から2か月間
就 学	左記の事由により保育を必要とする期間
疾 病 ・ 障 害	左記の事由により保育を必要とする期間
看 護 ・ 介 護	左記の事由により保育を必要とする期間



《お問い合わせ先・申請書ご提出先》

〒140-8715

品川区広町2-1-36 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当

電話：03-5742-6039